

ICOの法的整理

創法律事務所
弁護士 斎藤 創

2018年1月4日

自己紹介

弁護士/NY州弁護士 齋藤 創

1999年4月 西村あさひ法律事務所(証券化、デリバティブなど金融)

2013年夏 ビットコインに仕事で出会う

2015年4月 独立して創法律事務所を設立(仮想通貨・ブロックチェーン・FinTechなどを専門)

今年の夏～ ICOのご相談が増え始める

(その他の経歴)

東京大学法学部卒、NY大学ロースクール卒、NYのローファーム勤務、中央大学会計専門職大学院兼任講師、bitFlyer社社外取締役、日本ブロックチェーン協会顧問、三菱地所物流リート投資法人監督役員、等

<ICOで良く聞かれる質問>

- Q1 ICOに適用される法律は？規制されてる？
- Q2 税金どうなる？
- Q3 海外で規制されてる？
- Q4 やっていいの？今後どうなる？規制すべきでは？

I 日本法の適用関係

本年12月現在、ICOには幅広く仮想通貨法が適用されると考えられている

その他、前払式支払手段規制、ファンド規制、民法、消費者契約法、景表法、出資法等が適用される可能性

Ⅱ 仮想通貨法

ICO対象が法令上の「仮想通貨」の場合

→登録を受けた仮想通貨交換業者のみが業として
販売を行える

仮想通貨交換業者ならどんなコインでも取扱っても
良い訳ではない(金融庁審査)

仮想通貨の定義

1号仮想通貨

- ①「不特定の者」に対し使用でき、
 - ②「不特定の者」と交換できる
 - ③移転可能な
 - ④電子的財産価値
- ビットコイン、イーサーなど

2号仮想通貨

- ①「不特定の者」との間で
 - ②1号仮想通貨と相互交換できる
 - ③移転可能な
 - ④電子的財産価値
- 多くのアルトコイン

仮想通貨の定義(続)

円やドルにより表示／償還等されるものを除く

→多くの銀行コインなど

ICOで出されるコインの中には「仮想通貨」でないものもある

仮想通貨の定義(続)

2017年11月末頃まで、上場前のICOトークンは ②「ビットコイン等と相互に交換を行うことができる」を満たさず2号仮想通貨に該当しないという見解が強かった

↓

12月頃FSAが当該見解を否定。将来、相互交換される可能性があるものは幅広く定義に該当とする(弁護士からは文言解釈として困難ではという意見も多い)

↓

とはいえ、実務的には従わざるを得ない？

対応策

3つの対応策

- (1) 発行体が登録を受けて販売する
- (2) 既存の仮想通貨交換業者を通じて販売する
- (3) 国外で海外居住者に対してのみ販売する

(1) 発行体の自社登録と登録審査

要件を満たせば登録は受けられる

但し①標準処理期間が6ヶ月、②人的体制、コスト等、③かなり細かい審査

→ICO前のベンチャー企業には厳しい？

以降も内部管理、コンプラ、内部監査、会計監査、分別管理監査等が必要。新設会社の場合、規制対応コストで毎年最低1500万円～は要すると思われる

(2) 既存登録業者への販売委託

2017年9月29日に11社が登録

マネーパートナーズ、QUOINE、bitFlyer、ビットバンク、SBIバーチャル・カレンシーズ、GMOコイン、ビットトレード、BTCボックス、ビットポイントジャパン、フィスコ仮想通貨取引所、テックビューロ
(金融庁サイト記載順、以下同)

2017年12月1日に4社、26日に1社追加

東京ビットコイン取引所、ビットアルゴ取引所東京、エフ・ティ・ティ、Xtheta(12月1日)、BitOcean(12月26日)

審査中の会社

審査継続中の会社も存在(Coincheck、Krakenなど多数)

- ①3月末までに営業＋②9月末までに申請受理＝③正式な合否まで営業を継続可能

上記①＋②の両方を満たさない場合、正式に登録を受けてから営業可能

→仮想通貨の高騰を受け、多数の会社が申請中と理解

既存仮想通貨交換業者への委託

既存の仮想通貨交換業者に販売を全面的に委託すればICOトークン販売可能

但し、現状の取引所の多くはICOトークンの取り扱いに消極的と理解(詐欺的なもの、リスク、金融庁対応等)

今後、ICO専門の業者が出てくると思われる

(3) 海外居住者への販売

海外で販売し、成功すれば日本で登録又は日本の交換業者でリスティング

販売先が海外居住者のみの場合でも、内→外への販売であれば規制対象となる可能性

どこまでが日本国内からの販売とみられるのか

国外に支店や法人を作る？

日本経済にとってどうなのか

仮想通貨の審査

仮想通貨交換業者が新しくコインを取扱う場合には コインの審査

ガイドライン

「当該仮想通貨の取扱いが仮想通貨交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る」

匿名コインやカジノ用コインは認められにくい？

仮想通貨の審査(続)

登録取引所で取扱われている仮想通貨は以下(17種類)

BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリウム)、BCH(ビットコインキャッシュ)、ETC(イーサリウムクラシック)、LTC(ライトコイン)、XRP(リップル)、MONA(モナコイン)、FSCC(フィスココイン)、NCXC(ネクスコイン)、CICC(カイカコイン)、XCP(カウンターパーティー)、ZAIF(ザイフ)、BCY(ビットクリスタル)、SJCX(ストレージコインエックス)、PEPECASH(ペペキャッシュ)、ZEN(ゼン)、XEM(ゼム(ネム))、QASH(キャッシュ)

金融庁サイトから

相当に広く認められている？ 通常のコインであればICOの障害にはあまりならない？

説明に相応の時間や手間がかかる。ICOの実施との関係では？

Ⅲ 前払式支払手段規制

前払式支払手段に該当すれば仮想通貨には非該当

該当すると未使用残高の2分の1を供託

前払式支払手段規制(続)

(前払式支払手段 = 電子マネー、商品券)

コインが1円=1コインで紐づく場合や、ビールなど特定の物品の購入／サービスの提供に当てることができる場合

(仮想通貨)

時価変動がある場合？

IV ICOと金商法(ファンド規制)

配当等(配当、収益の分配)がないコイン

金商法の「有価証券」や「デリバティブ」の規定は限定列挙

少なくとも「配当等」がないコインは、現在の金商法の定義上は、金商法規制に服する可能性は低い

ファンド規制(続)

配当等が行なわれるコイン

ファンド(集団投資スキーム)として金商法規制の可能性

- ①他人から金銭を集め、②事業に投資し、③投資家に対して配当等を行う
- BitcoinやEtherで出資を受ける場合、法律の文言上はファンド規制に服さない。脱法的な場合、規制される

消費者契約法、民法など

仮に特有の規制がなくても、なんでもして良いという訳ではない

虚偽の説明、重要事実の故意による不告知、断定的判断の提供等は、取消や損害賠償の可能性

V 日本法まとめ

仮想通貨法の運用がICOの障害となる可能性

→ICO専門業者の登録がどの程度簡単に認められるか等にもよる

前払式支払手段規制、ファンド規制などの検討が必要だが、それはクリアー可能なことが多い

VI 税務(参考) 法人税

コインの売却は原則「売上」?

売上から経費を引いた残りが「利益」として法人税が課税(実行税率30.86~34.81%)

- ① 当期の開発費等でぶつけられるものがあるか
- ② 前期までに利用できる赤字(繰越欠損金)があるか
- ③ 翌期の欠損金の繰戻しによる還付が想定できるか

税務(参考) 消費税

仮想通貨法上の「仮想通貨」の定義に該当する場合には
非課税

同定義に該当しない場合、売上に8%の消費税

- ①設立1年目の会社等で消費税非課税？
- ②仕入税額控除で打消？

発行体税務まとめ(参考)

	法人税	消費税	登録免許税
新株発行	n/a	n/a	増加資本金の 0.7%(最低3万円)
ファンド	n/a	n/a	n/a
ICO	実効税率30.8% ~	仮想通貨: n/a 非仮想通貨: 8%	n/a

発行体税務まとめ(参考)

法人税、消費税を考えると、ICOは発行体にとり余り効率的でないことも

詐欺的案の場合には、税金支払っても儲かる・・・

まともな案の場合、タックスストラクチャリングが重要

税務(参考) 投資家

個人投資家の場合、利益に雑所得として総合課税が原則(最大55%)

コインを他の仮想通貨に替えた場合にも利益実現

税金には留意して下さい

VII 海外法(参考)

- (1) 配当型を従前の法律で禁止
米国、シンガポール
- (2) ICOを全面的に禁止
中国、韓国
- (3) 未定、規制ないが注意喚起等
英国、多くのヨーロッパ？
- (4) その他の特徴的な国 (ICOフレンドリー？)
スイス、エストニア、ベラルーシ

米国法(参考)

SECの警告(2017年7月25日)

- 収益分配型のICOが証券規制に服する
- The DAOという非中央集権型の自律的ファンドに対するもの
- Howey TestにThe DAOトークンは該当

米国法(参考) Howey Test

Howey Test

- 1946年の最高裁判決による米国のSecurity該当性の一般的な基準
- ①資金の出資、②共同事業への出資、③収益を期待、④当該収益は専らプロモーター又は第三者の努力によりなされる、⑤なお、シェアが正式な証書や資産に対する名目的な権利等で表されているかは重要ではない

上記のような商品は必然的に発行者が自己に有利なことしか開示をせず投資家に不利という考え

米国法(参考)

SECの告発(2017年9月29日)

- REcoin及びDRC WorldのICOに差止命令、資産凍結などを求めた

SECの告発(2017年12月4日)

- PlexCoinのICOに差止命令、資産凍結などを求めた

Howey Testに該当

(なお、上記2件は詐欺的なICOのよう)

米国法(参考)

SECのICO阻止(2017年12月11日)

- 配当支払いなどは約束されていなかった
 - イーサやビットコインでの資金拠出が必要
 - 資金はMunchee社によるMUNを使ったエコシステム構築事業にあてられる予定
 - 投資によるリターンが期待できた
- 有価証券登録義務違反と判断
(厳しい制裁は科されず)

米国法(参考)

米国居住者相手に、収益配当型のICOを販売することは非常に危険

米国では他のICOについても注意

最近では米国規制に準拠したICOも登場してきているよう

- 例 SAFT(Simple Agreement for Future Tokens)ただし諸説あり

シンガポール

MASのアナウンス(2017年8月1日)

- 仮想通貨そのものは規制対象ではない
- 但し、集団投資スキーム持分に該当する場合、証券先物法により規制される可能性が示された

シンガポール(参考)

MASがICOに関するガイドラインを公表 (2017年11月14日)

- トークンが有価証券や先物契約、外国為替取引契約などにあたる場合
→ 証券先物法の規制対象となる考えを示した
- Howey Test同様の考えか？

中国法・韓国法(参考)

(中国)

- 中国人民銀行等の中国当局が2017年9月4日にICOを禁止するとの公告
- 中国国内でのICOは違法、直ちに禁止
- 国内VC取引所(3大取引所含む)も閉鎖へ
- ICOによる資金調達 completed している場合、投資家に対して調達資金を返還すること (在外ICOは自主的に返還提示。但し返還の実態は不確か)

(韓国)

- 2017年9月29日に金融監督院FSSがICOを禁止 (禁止範囲につき報道は割れている)

英国(参考)

FCA ICOに関する消費者向けの注意喚起 (2017年9月12日)

- 多くのICOは規制対象とならない
- リスクが非常に高いと注意喚起

FCA ICO規制の是非を検討する考え (2017年12月15日)

- 市場の情報を収集、調査を行う予定

スイス(参考)

- クリプトバレー、ツークは世界的なICO拠点
- 2017年9月29日金融市場監督局FINMAはICOガイドンス発表
- 世界に先駆けICOに法の安定性をもたらすもの
- 但し実施方法によってはICOは既存の法規制の対象と表明
- 政府支援独立組織クリプトバレー協会(CVA)によるICO先例が一定の模範基準を示す
- CVAにて行動規範による自主規制を推進

エストニア(参考)

デジタル国家化推進の一として、2014年12月1日から非居住者にe-レジデンシー

国家電子トークン「エストコイン」ICOで更なる促進狙う

自国通貨持てないEU加盟国の「仮想通貨」と域内批判も

将来ICOにe-レジデンシーを使う等で信頼性高め、ICO

ハイヴン目指す

ベラルーシ(参考)

2017年12月22日「デジタル経済関連法」成立(翌3月施行)

- ハイテクパーク(HTP)特別区の事業範囲を拡充、特区登録企業のVC発行(含む ICO)・採掘・取得を合法化
- 2023年1月迄の5年間、当該VC事業収益を非課税

VIII ICO(擁護と批判)

(批判)

- 詐欺的な案件、未熟な案件の多さ
- 情報開示の不足や虚偽、一方的な情報開示
- 販売方法

(擁護)

- 資金調達の民主化、非中央集権化
- 全世界から資金調達
- 既存ルートが理解できない新ビジネスのチャンス

現在のICOが混沌としていることを否定する者はいない

Ⅸ 今後の日本の法規制・日本の動き

仮想通貨法との関係

業界での自主規制？

- 開示ルール等？
- 販売方法？
- 継続的情報開示？
- エスクロー？

日本が世界をリードするためには何ができるか？